

「さく割電子クーポン配布事業」取扱店募集要項

目的	地域経済の活性化に向け、市内で使用できる電子クーポン「さく割電子クーポン」を配布することにより、市内事業者の店舗利用の促進を図るとともに市内事業者のデジタル化に対するハードルを下げ、時代の流れに適應していくことを目的とする。
配布対象者	さく割電子クーポン発券サイト「佐久ハレタ」で会員登録をした者。
クーポン種類	1会員登録につき4枚のクーポンを発行 ・300円クーポン（1,000円以上の会計時に使用可） ・600円クーポン（2,000円以上の会計時に使用可） ・900円クーポン（3,000円以上の会計時に使用可） ・1,200円クーポン（4,000円以上の会計時に使用可） ※4クーポン、最大3,000円分が取得可能。
クーポン仕様	電子クーポン（紙クーポンは発券しない） ※保存後に一定の時間内に使用のないものは失効します。（再取得可能）
事業期間	令和3年6月1日(火)～10月31日(日)（予定） 通常期間；令和3年6月1日(火)～8月31日(火) 延長期間； <u>令和3年9月1日(水)～10月31日(日)</u>
取扱店の条件等	通常期間；令和3年8月31日(火)まで 「がんばろう佐久！応援券2021」取扱店舗であること。 延長期間；令和3年9月1日(水)～ ①佐久市内で営業し、店舗を有する事業者であること。②取扱店ポスターが掲示できること。③長野県「新型コロナウイルス対策宣言」制度に取り組む意思があること。また、風俗営業等・公序良俗に反する場合及び佐久市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合は除く。
取扱店の取消等	募集要項や関係法令等の違反や必要手続きの不備等が生じた場合には、加盟を取消します。 また、取扱店登録決定後の辞退は、やむを得ない事情を除いては原則として認めません。
取扱店負担金	無料。換金手数料についても無料。
クーポンの取扱	登録に当たり取扱店によるクーポンの不正利用等の不正行為をしないこと。 また、さく割電子クーポンは一定金額の支払いに対する割引券であり、金券としての利用はしないこと（現金との引換えやつり銭の対応はしないこと）。
対象商品等	さく割電子クーポンは取扱店の商品及びサービス等について使用できるものとします。 但し、次に該当するものは対象外とします。 ・換金性の高いもの。（ビール券、清酒券、旅行券、図書券等の商品券類。切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等） ・たばこ ・株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品 ・不動産 ・出資及び債務の返済 ・税金や保険料等、国や地方公共団体への支払 ・電気、ガス、水道、電話料等の公共料金の支払 ・業務用の仕入等事業資金 ・その他市長が不適当と認めるもの
換金方法等	さく割電子クーポンの使用があった場合は、指定口座に換金スケジュール日に事務局よりお振込みします。 ※換金方法の詳細は、取扱店に後日別途ご連絡します。 ※取扱店舗での確認不足による損害の補填は事務局では行えません。 ※不正行為をした者は換金原資を佐久市に返還していただきます。
申込書方法	①誓約書兼換金口座報告書、②取扱店登録申込書を提出する。 提出先；佐久市観光協会事務局（佐久役所4階観光課内） ※以下の該当店舗は、誓約書兼換金口座報告書の提出は不要で、専用フォームよりお申込みください。 ・「がんばろう佐久！応援券2021」登録事業者 ・「39プレミアム（佐久市プレミアム商品券）」に登録されていた事業者
問い合わせ先	さく割電子クーポン事務局 店舗申込について 株式会社ビーブックス TEL：0267-65-7201【平日；9：00～18：00】 事業全体について 佐久市観光協会事務局（佐久市役所4階） TEL：0267-62-3285【平日；8：30～17：00】